

令和3年9月16日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会
委員長 古賀 誠 視

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第110条の規定により報告します。

記

第65号議案 古賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、水道料金の特例算定における基準についての規定を整備するため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 水道料金は2か月に1度、月初めの1週間程度で各家庭のメーターの検針を行い、料金の請求を実施している。
2. 水道料金には、基本料金と従量料金があり、月の途中における開始または中止を行う際の算定方法については、従量料金は検針日から検針日までの使用水量により算定するが、基本料金や従量の基準とする日数については、開始であれば開始日から次の検針月の初日まで、中止であれば前検針月の初日から中止日までの日数で計算する。
3. 今回の改正は、月の途中における水道料金の算定方法について、文言を削除し、市民の皆様に分かりやすくした。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。